

心豊かで活力ある みんなが参画するまち 境港

さかいみなと

みんなと参画プラン

令和6年度—令和10年度

市民、学校、地域、会社、お店、自治会、PTA、市役所のみんなで協力して、性にかかわらず誰もが共同参画できる社会をめざそう



第4次境港市男女共同参画推進計画

境港市 令和5年12月

心豊かで活力ある みんなが参画するまち 境港

自分らしい いきいきプラン

令和6年度—令和10年度

市民、学校、地域、会社、お店、自治会、PTA、市役所のみんなで協力して、**性にかかわらず誰もが共同参画できる社会**を目指そう



第4次境港市男女共同参画推進計画

境港市 令和5年12月

心豊かで活力ある 誰もが共同参画するまち 境港

境港市

性にかかわらず 誰もが共同参画できる 社会づくり計画

令和6年度—令和10年度

市民、学校、地域、会社、お店、自治会、PTA、市役所の
みんなで協力して性にかかわらず誰もが共同参画できる社会を
目指そう



第4次境港市男女共同参画推進計画

境港市 令和5年12月

目 次

策定にあたって

1 計画改定の趣旨	1
2 境港市の取り組み経過・現状	1

計画の概要

1 基本理念	3
2 将来像	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	4
5 計画の体系	5

計画の内容（課題と施策）

目標Ⅰ 心温まる意識づくり

課題1 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する	6
施策（1）男女共同参画の理解を広げる広報を推進します	10
施策（2）男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します	11
施策（3）子どもの男女共同参画の理解を促進します	12
課題2 あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する	13
施策（4）DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止啓発と被害者の支援体制 づくりを進めます	15
施策（5）あらゆるハラスメントの防止対策を実施します	16

目標Ⅱ 活力あるまちづくり

課題3 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する	17
施策（6）地域活動への男女共同参画を促進します	21
施策（7）防災・復興分野における男女共同参画を促進します	22
課題4 市政への男女共同参画を推進する	23
施策（8）政策・方針決定過程への女性の参画を促進します	24
施策（9）行政機関の男女共同参画を推進します	25

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

課題5 就労の場における男女共同参画を推進する	26
施策（10）男女平等の就労環境づくりを促進します	28
施策（11）働きたい女性の就労を支援します	29
施策（12）水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します	30

目次

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

課題6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する ……	31
施策（13）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理解促進を図ります	34
施策（14）仕事と家庭生活等と両立できる環境づくりを推進します ……	35

目標Ⅳ 笑顔のある暮らしづくり

課題7 暮らしの中の男女共同参画を推進する ……	36
施策（15）男性にとっての男女共同参画の理解を促進します ……	39
施策（16）家庭生活への男性の参画を促進します ……	39
課題8 自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める ……	40
施策（17）高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます ……	42
施策（18）障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます ……	42
施策（19）生活上困難な状況に置かれている人への支援に取り組みます ……	43
施策（20）性の多様性を前提とした社会システムの構築を進めます ……	44
課題9 生涯を通じた、健康の保持増進を支援する ……	45
施策（21）生涯を通じた健康管理・保持・増進対策を推進します ……	47
施策（22）妊娠・出産等に関する支援の充実を図ります ……	48

計画の推進

課題10 推進体制の整備 ……	49
施策（23）市民組織・団体 ……	49
施策（24）市役所庁内組織 ……	49
施策（25）男女共同参画を推進していくための拠点 ……	50
施策（26）連携・協働 ……	50
課題11 計画の進行管理 ……	50
施策（27）計画の進捗状況の把握 ……	50
施策（28）市民意識の把握 ……	50

数値目標

第4次境港市男女共同参画推進計画に係る数値目標一覧 ……	51
------------------------------	----

■参考資料

◇ 境港市子ども・子育て支援事業計画〔子育てと仕事の両立支援〕 ……	52
◇ 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画〔体系〕 ……	54
◇ 地域福祉計画、境港市障がい児者プラン〔体系〕 ……	55
◇ 境港市男女共同参画推進条例 ……	57
◇ 男女共同参画社会基本法（抄） ……	62
◇ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄） ……	66

策定にあたって

1 計画改定の趣旨

少子高齢化の進展、家族形態やライフスタイルの多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化する中、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第160号）では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を緊要な課題と位置付けています。

そして同法では、地方公共団体は、区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

境港市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成24年に施行した「境港市男女共同参画推進条例」に基づき「境港市男女共同参画推進計画」を策定しています。

また、「第4次境港市男女共同参画推進計画」の策定にあたっては、令和4年度に実施した「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」といいます。）の結果、社会情勢の変化、国や県の動向等を参考としながら、女性、若者、高齢者、性的マイノリティ、外国人、障がい者等、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる社会の実現を目指した内容に充実を図るとともに、名称を、「境港市女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」から「さかいみなどみんなと参画プラン」に改めました。

境港市が目指す男女共同参画社会は、性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会を目指すものであり、「誰一人取り残さない 持続可能な社会の実現」を目指して国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念にも沿ったものとなっています。

2 境港市の取り組み経過・現状

（1）取組経過

- ・平成11年 「境港市女性行動計画」策定
 - ・・・仕事と家庭の両立支援に重点を置いた計画を策定
- ・平成13年 「境港市女性団体連絡協議会」発足
 - ・・・女性団体の連携体制を構築
- ・平成15年 「境港市男女共同参画センター（なぎさ会館内）」設置
 - ・・・住民同士の交流と啓発活動の場として設置
- ・平成17年 「境港市男女共同参画基本計画」策定
 - ・・・男女共同参画社会の実現に向けた市民、行政、市民活動団体などの具

- 体的な取組計画を策定
- ・平成24年 「境港市男女共同参画推進条例」施行
 - ・・・男女共同参画に関する基本理念や市民、行政、市民活動団体などの責務を定めた条例を施行
 - ・平成25年 「第2次（平成26年度～平成30年度）境港市男女共同参画基本計画」策定
 - ・平成30年 「第3次（平成31年度～平成35年度）境港市男女共同参画基本計画」策定
- ・令和4年 「市民意識調査」実施

(2) 現状

令和4年度に実施した「市民意識調査」によると、「男女の地位が平等になっているか」については、家庭、職場、地域、政治や行政の場、社会通年・慣習等で「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇されている」の回答が「男女平等」の回答より10～20%以上高くなっており、「男は仕事、女は家庭という考え方」に対する「賛成」「どちらかといえば賛成」の回答は、女性が14.8%であったのに対し、男性は23.4%であることから、性別による固定的な役割分担意識はまだ残っていることがうかがえます。

一方、「男女が平等な立場で協力しあっていくために大切なこと」では「男女がお互いの個性・能力を認め合い、補い合っているという認識を持つ」との回答が50.0%と突出しており、高い男女共同参画意識があることも分かります。

女性の就業率が高いこの地域において、「仕事と家庭生活、子育て、介護、地域活動を両立するために必要なこと」については、「子育てや介護をしながら働ける職場環境づくり」「地域活動に参加することに対する負担感をなくす」との回答が上位にあり、「男女共同参画社会を実現するために市に望む取組」の間には「介護が必要な高齢者や病人の施設やサービスの充実」「男女の機会均等や働きやすい環境の整備を進める企業の取組への支援」「学校での男女平等に関する学習の充実」「保育所などの整備」との回答が多くありました。

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、労働力不足による社会保障、経済活動、家庭生活などへの影響が懸念されるなか、男女共同参画社会の実現は、ますます重要性を増しています。

今後も、その実現に向けては、市、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者が、それぞれの役割と責任を担い協働して取組を進めていくことが必要です。

計画の概要

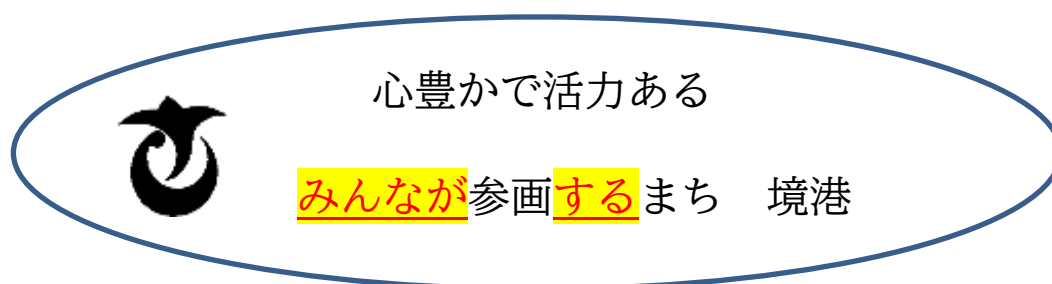
1 基本理念

本計画の基本理念は、「境港市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえつつ、次の7項目とします。

- (1) 誰もが、性別にかかわらず、人権を尊重される社会
- (2) 誰もが、性別による差別を受けない社会
- (3) 誰もが、性に関する理解を深め、妊娠、出産など性と生殖について、意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
- (4) 誰もが、性別による固定的な役割分担意識に影響されることがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) 誰もが、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮できる社会
- (6) 誰もが、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、協力し合い対等な役割を担う社会
- (7) 誰もが、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参画し、かつ、共に責任を担う社会

2 将来像

基本理念を踏まえ、境港市の性にかかわらず誰もが共同参画をめざす姿として、次のとおり将来像を定めます。



3 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「境港市男女共同参画推進条例」に基づいて策定する計画です。
- (2) この計画は、「女性活躍推進法」の規定に基づく「市町村推進計画」を包含するものです。
- (3) この計画は、「境港市まちづくり総合プラン（第10次境港市総合計画）」、

「境港市総合戦略」や他の部門計画も勘案し、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な施策の方向と具体的な取組を示したものです。

- (4) この計画は、SDGsの理念を取り込み、SDGsを推進するために再構築した8つの優先課題のうち、主に「あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現」の達成を目指します。
- (5) 市はもとより、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者がそれぞれの役割と責任を担い、協働して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針となるものです。



※持続可能な開発目標 (SDGs)の推進

平成 27(2015)年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17のゴールの下に169のターゲットを規定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

SDGsのゴール5には「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられています。

4 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

期間中においても、社会経済情勢の変化等に伴い、適宜見直しを行います。

5 計画の体系

〔将来像〕 **心豊かで活力ある みんなが参画するまち 境港**

実現のための  課題と施策

目標	課題	施策
I 心温まる意識づくり	1：男女共同参画の広報、教育・学習を推進する	(1) 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します (2) 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します (3) 子どもの男女共同参画の理解を促進します
	2：あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する	(4) DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止啓発と被害者の支援体制づくりを進めます (5) あらゆるハラスメントの防止対策を実施します
II 活力あるまちづくり	3：地域の様々な分野における男女共同参画を推進する	(6) 地域活動への男女共同参画を促進します (7) 防災・復興分野における男女共同参画を促進します
	4：市政への男女共同参画を推進する	(8) 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します (9) 行政機関の男女共同参画を推進します
III 働きやすい環境づくり	5：就労の場における男女共同参画を推進する	(10) 男女平等の就労環境づくりを促進します (11) 働きたい女性の就労を支援します (12) 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を促進します
	6：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する	(13) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理解促進を図ります (14) 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します
IV 笑顔のある暮らしづくり	7：暮らしの中の男女共同参画を推進する	(15) 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します (16) 家庭生活への男性の参画を促進します
	8：自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める	(17) 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます (18) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます (19) 生活上困難な状況に置かれている人への支援に取り組めます (20) 性の多様性を前提とした社会システムの構築を進めます
	9：生涯を通じた、健康の保持増進を支援する	(21) 生涯を通じた健康管理・保持・増進対策を推進します (22) 妊娠・出産等に関する支援の充実を図ります
計画の推進	10：推進体制の整備	(23) 市民組織・団体 (24) 市役所庁内組織 (25) 男女共同参画を推進していくための拠点 (26) 連携・協働
	11：計画の進行管理	(27) 計画の進捗状況の把握 (28) 市民意識の把握

※太字（課題4～7、施策8～16）は「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

目標 I 心温まる意識づくり



◆課題 1 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する

現 況

- ・「市民意識調査」における「男女の平等」については、「学校」、「家庭」では3割を超える人が「男女平等」であると感じていますが、「政治・行政」、「社会通念・慣習など」では、6割を**超える**人が「男性が優遇」または「どちらかというと男性が優遇」と感じています。
- ・「**女性に関する人権上の問題**」については、「**女性の活躍に影響を及ぼす社会通念、慣習が残っていること**」、「**男女の固定的な役割分担意識**」、「**女性が政策決定や方針決定に参画する機会が少ない**」と答えた人が3割を超えています。
- ・様々な場面で依然として男女平等が進んでいない現状があり、長い時間をかけて形づくられた固定的性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず**誰もが**個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、一人一人が男女共同参画について正しく理解し、**誰もが**個性や能力を発揮することができるように、広報や各種研修による普及啓発に努め、男女共同参画についての理解を広げていくことが必要です。

[男女共同参画社会]

・男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

[固定的性別役割分担意識]

・男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことを言います。例えば、「家事や育児、介護は女性の仕事である」、「自治会長、職場の管理職は男性が向いている」などは、固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている事例です。

市民意識調査結果より

＝ 各分野における男女の平等 ＝

【問】 あなたは次の各項目の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

() 内は5年前の数字

項目	男性が優遇	どちらかという と男性が優遇	男女 平等	どちらか という と女性が優遇	女性が優遇	わから ない	無回答
1 家庭で	10.7% (8.2%)	37.1% (36.6%)	36.1% (32.0%)	3.9% (6.4%)	2.0% (1.5%)	8.5% (11.0%)	1.7% (4.3%)
2 職場で	12.2% (14.3%)	36.6% (31.7%)	27.8% (20.4%)	4.9% (6.7%)	2.0% (0.9%)	12.9% (16.5%)	3.7% (9.5%)
3 地域で	8.8% (8.5%)	35.9% (30.8%)	25.9% (22.9%)	2.7% (1.5%)	0.5% (1.2%)	23.4% (26.5%)	2.9% (8.5%)
4 学校で	2.4% (2.1%)	12.4% (11.9%)	41.0% (36.0%)	1.5% (1.8%)	0.7% (0.9%)	37.1% (37.2%)	4.9% (10.1%)
5 政治や行政の場で	27.6% (25.0%)	42.7% (36.3%)	11.7% (10.7%)	1.0% (2.1%)	0.2% (0.9%)	13.9% (18.0%)	2.9% (7.0%)
6 法律や制度上で	12.9% (14.0%)	31.0% (25.3%)	27.1% (25.9%)	3.7% (4.6%)	2.0% (1.8%)	20.2% (21.7%)	3.2% (6.7%)
7 社会通念・慣習などで	21.0% (23.8%)	47.1% (36.0%)	11.7% (14.0%)	2.7% (3.1%)	1.5% (0.9%)	13.7% (15.9%)	2.4% (6.4%)

＝ 女性に関する人権上の問題 ＝

【問】 女性に関することで、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことだと思いますか。

項目	全体	男	女	性別無回答
1 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭など」)	31.7%	29.4%	33.9%	0.0%
2 昇給・昇進の格差など職場での男女の待遇の違い	28.8%	31.5%	26.8%	0.0%
3 女性が政策決定や方針決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ないなど)	30.5%	33.7%	28.1%	0.0%
4 マタニティ・ハラスメント(職場での妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いなど)	27.3%	25.5%	28.6%	50.0%
5 ドメスティック・バイオレンス(DV: 配偶者やパートナーからの暴力、暴言など)	27.1%	24.5%	29.0%	50.0%
6 セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)	22.4%	21.2%	23.7%	0.0%
7 ストーカー行為(つきまとい行為)	13.2%	13.6%	13.0%	0.0%
8 売春・買春、援助交際	11.0%	10.9%	11.2%	0.0%
9 アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化	10.7%	10.3%	11.2%	0.0%
10 痴漢(ちかん)やわいせつ行為などの性犯罪	23.2%	21.7%	24.1%	50.0%
11 女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習が残っていること	43.4%	39.1%	47.3%	0.0%
12 その他	1.2%	2.2%	0.5%	0.0%
13 わからない	5.9%	7.1%	4.5%	50.0%
14 無回答	2.4%	2.2%	2.7%	0.0%

市民意識調査結果より

＝ 男女の平等のための考え ＝

【問】 男女が平等な立場で協力しあっていくために大切だと思うこと。

	項目	全体	男	女	性別無回答
1	女性の経済力や能力(物事を成しとげることのできる力)の向上を図る	17.8%	20.1%	16.1%	0.0%
2	男性の積極的な家事参加	27.6%	23.4%	31.3%	0.0%
3	男女がお互いの個性・能力を認め合い、補い合っているという認識を持つ	50.0%	53.8%	47.3%	0.0%
4	法律や制度の面で性差別につながるものを見直す	13.7%	15.8%	12.1%	0.0%
5	男女平等の視点に立った教育の充実と学習の推進	21.0%	22.8%	19.2%	50.0%
6	性別による様々な社会通念・慣習を改める	25.6%	25.5%	25.9%	0.0%
7	家事・子育て・介護・地域活動についても、男女が重要性を互いに認識する	31.5%	25.5%	36.2%	50.0%
8	会話やコミュニケーションにより、お互いを思いやる気持ちを育てる	18.1%	15.8%	20.1%	0.0%
9	女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの向上	11.2%	12.0%	10.7%	0.0%
10	労働時間を短縮するなど、男女が家事や育児・介護などの責任を分担できる働き方	30.5%	28.8%	31.7%	50.0%
11	行政や企業などの指導的立場の人が理解を持つ	18.1%	14.1%	21.4%	0.0%
12	行政や企業などの役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実する	11.5%	14.1%	9.4%	0.0%
13	その他	1.5%	2.2%	0.9%	0.0%
14	無回答	2.7%	3.3%	1.8%	50.0%

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

一人一人がまず家庭生活から意識改革を図るとともに、男女共同参画に関する研修・講座や意識啓発の機会に積極的に参加します。

また、地域においても固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

事業者

自らが男女共同参画の重要性を理解し、従業員の男女共同参画の意識啓発に関する学習機会への参画を促すなど、人材育成に努めます。

市民活動団体

男女共同参画の視点に立ち、自身の団体活動を見直すとともに、性別にこだわらず、ともに理解・協力しあえる地域社会づくりに取り組みます。

教育関係者

子どもたちにとって、性別にとらわれない個性を育む学校教育や保育の環境づくりに努めます。

市

市民、事業者、市民活動団体向けの男女共同参画意識を醸成するための事業や情報発信に努めます。あわせて、職員の意識啓発に取り組みます。

施策（１） 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します

【 施策の基本的方向 】

男女共同参画の理解を促進するため、市報、**ホームページ**などを活用し、男性、子ども、若年層などを含むあらゆる世代に対し、男女共同参画社会の意義や必要性を正しく理解し、認識を深めるよう、関係機関と連携しながら、わかりやすい広報・啓発活動を行います。

【 主な取組 】

- ◇市報・ホームページなどの活用により、男女共同参画に関する広報活動を実施します。
- ◇学校、公民館、**市民図書館**、境港市男女共同参画センター等へ男女共同参画に関するパンフレットを配架します。
- ◇男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画の視点に立った人権研修会等を協働で実施します。
- ◇事業者向けに、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）等が開催する研修会等の情報提供を行います。

施策（２） 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します

【 施策の基本的方向 】

男女共同参画社会をより確かなものにするには、家庭・職場・学校・地域などで、**誰も**が互いに人権を尊重するとともに、個性や能力を発揮していくことが大切です。

男女共同参画の必要性などについて理解促進を図り、性別による固定的な役割分担意識等を解消するために、学習・教育の機会を充実します。

【 主な取組 】

◇境港市女性団体連絡協議会**等**が、講演会、学習・啓発活動等を活発に行えるよう支援します。

◇人権学習地区懇談会で、「男女共同参画の必要性」、「固定的性別役割分担意識に関する問題」について理解促進を図ります。

◇市役所・事業所等の人権研修で、男女共同参画をテーマとして取り上げ実施します。

◇学校生活全般にわたり、人権尊重に基づいたいじめ防止への取組と男女共同参画の視点に立った指導を行います。

◇境港市男女共同参画センター**及び市民図書館等**に、関連資料や図書の実質を図ります。

◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

施策（3） 子どもの男女共同参画の理解を促進します

【 施策の基本的方向 】

子どもたちが個性と能力を発揮し、**誰もが**働き、互いに家庭を支え合うことができるよう、人権尊重や平等意識、男女共同参画について、発達段階に応じた理解を促進するために、学校や家庭、地域において教育・啓発活動を行います。

学校教育においては、すべての教育活動において、一人一人の自己肯定感を高めるとともに、子ども相互の信頼関係や尊敬の心を育むよう指導を行っていきます。

【 主な取組 】

- ◇ **子どもたちに**、助産師が命の大切さを伝える事業を実施します。
- ◇ 学校生活全般にわたり、男女共同参画について学習します。
- ◇ **すべての児童生徒が技術・家庭科の教育課程を履修します。**
- ◇ **性別に関係なく、生年月日順・50音順の名簿を使用します。**
- ◇ **コミュニティ・スクールを活用した総合的な学習を行います。**
- ◇ 子ども用のパンフレットを作成・配布し、広報・啓発を行います。

◆課題2 あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進 する

現 況

- ・国の男女共同参画審議会が、女性の人権を保障する視点に立った各種の提言を行って以来、女性に対する暴力の防止について、県や市でも取組を推進してきていますが、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、性犯罪、ストーカー行為、職場におけるハラスメントなど、様々な形態の暴力やハラスメントは依然として存在しています。
- ・あらゆる暴力は重大な人権侵害です。このことは、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であることを周知するとともに、関係機関が連携して相談・保護体制を整えることは必要です。

[DV(ドメスティック・バイオレンス)]

・配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的暴力、心理的暴力、性的暴力等、様々な形態の暴力のこと。

[セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)]

・相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などが含まれる。

[ハラスメント]

・特定、不特定多数を問わず相手に対し、行為者の意図に関わらず不快にさせることや、実質的な損害を与えるなど強く嫌がられる、道徳のない行為の一般的総称。

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

身の回りに起こりうる人権侵害や暴力に対しては、見過ごすことなく通報するなど関連機関と協力し適切に対応します。

また、性の商品化や性差別を助長するような表現をチェックし、人権尊重を阻害する要因をなくしていきます。

事業者

セクシュアル・ハラスメント等あらゆるハラスメントのない職場環境づくりに取り組みます。

市民活動団体

人権を尊重する意識の向上に関する活動を推進するとともに、被害者の自立支援への取組に協力します。

教育関係者

学校生活のあらゆる場を通して、暴力は人権を否定するものであることを指導します。

市

市民活動団体との連携・協働により、**全ての人の**人権を保障し、暴力を防止する事業を進めるとともに、関係機関との連携強化や相談体制の充実を図ります。

施策（４） DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止啓発と被害者の支援体制**づくりを進めます**

【 施策の基本的方向 】

DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者・加害者を出さないために、関係機関と連携して広報・啓発を行うとともに、被害者の相談・保護体制を整備します。

さらに、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、子どもに向けた暴力を根絶するための予防・啓発等の充実を図るなど、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

【 主な取組 】

- ◇家庭児童相談室でDV相談等に対応します。
- ◇婦人相談員等の各種研修会に参加し、相談員の資質向上を図ります。
- ◇市報・**ホームページ**などを活用して、DVに対する市民の理解向上、相談窓口の周知を図ります。
- ◇街頭キャンペーン活動に参加し、啓発します。
- ◇DV関連チラシ等を市役所窓口のほか、公民館等に配架します。
- ◇児童相談所などの関係機関と連携して、DV被害者の相談体制・保護体制を整備します。
- ◇学校生活のあらゆる場面を通して、暴力は人権を**侵害**するものであることを指導します。
- ◇児童生徒に対し、DVの防止や意識に関するアンケートを実施します。

■DVに関する相談

[性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)]

・鳥取県、医療機関、弁護士会、臨床心理士会など関係機関、団体が協力して、性暴力にあわれた方を支援する機関

・電話相談、面接相談、医療的支援、医療機関等への付添い支援 など

[鳥取県西部総合事務所**県民福祉局 地域福祉課(配偶者暴力相談支援センター)**]

・身体への暴力や精神的な暴力についての相談、カウンセリング、一時保護、各種情報提供など

[警察機関]

・警察本部や各警察署での電話や窓口相談。被害者の意思に基づく相手方の検挙や指導・警告。相手方からの暴力に対する自衛策・対応策についての情報提供 など

[鳥取県男女共同参画センター 西部相談室]

施策（5） **あらゆる**ハラスメントの防止対策を実施します

【 施策の基本的方向 】

セクシュアル・ハラスメント、**パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメント等のあらゆるハラスメント**は、相手の意に反する言動によって、不快感や不利益を与える人権侵害であると同時に、個人がその能力を発揮することを妨げるものでもあります。

職場などにおけるハラスメント防止はもとより、学校や地域活動の場など職場以外でのハラスメントを防止するための啓発を行います。

【 主な取組 】

◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、広報啓発します。

◇市民や事業者に向けて、鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

目標Ⅱ 活力あるまちづくり



◆課題3 地域の様々な分野における男女共同参画を 推進する

現 況

- ・ 少子・高齢化が進み、社会経済状況が大きく変化する中、地域では、ひとり暮らしの高齢者や単身世帯の増加、人間関係の希薄化など多くの課題を抱えています。
- ・ 家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」が抱える課題について、性別に関係なく市民一人一人が協力して解決することは、地域が活性化し、全ての市民が喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現につながるものと期待されます。
- ・ 「市民意識調査」によると、「地域における男女の平等」については、4割を超え、**える**人が男性の方が優遇されていると感じています。
また、「**地域において女性の参画が進んでいるか**」については、「**進んでいる**」と感じている人は、**22.7%**となっています。
- ・ 誰もが住みやすいまちづくりを進めるためには、**誰も**が積極的に地域活動に関わり、男女共同参画の推進とともに、多様な視点でのニーズや意見などを取り入れる必要があります。
- ・ 近年、防災分野においては、災害対応、避難所運営等において、女性のニーズが反映されにくい実態とともに、実際には女性が大きな力を発揮していることも明らかになってきました。男女共同参画の視点からも多くの市民がその活動に参画することが求められています。
- ・ 今後は、女性リーダーの養成や地域活動団体の役員に女性登用の働きかけを行うなど、地域活動の方針決定への女性の参画を促進する必要があります。

目標Ⅱ 活力あるまちづくり

課題3 地域の様々な分野における男女共同参画を推進する

市民意識調査結果より

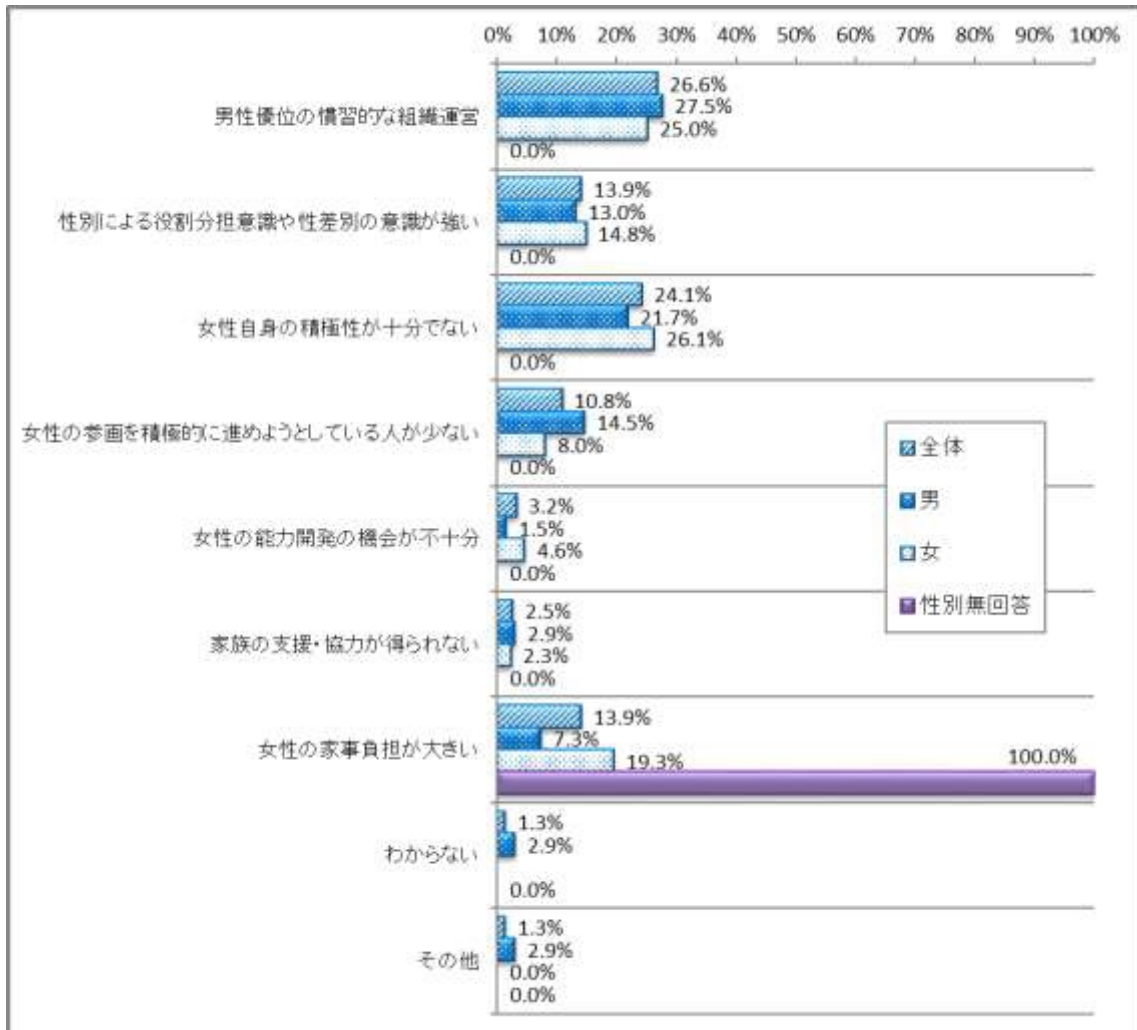
=女性の参画について=

【問】 次の場において、女性の参画が進んでいるかどうか。

(※注:「無回答」の方は除いています。)

項目	進んでいる	進んでいない	わからない
1 政治の場 (国会や政府、地方自治体の長など)	12.0%	51.0%	31.2%
2 行政(審議会や委員会など)	12.0%	38.8%	42.0%
3 地域(自治会や町内会など)	22.7%	36.8%	33.9%
4 職場	32.9%	28.8%	30.2%
5 学校(コミュニティ・スクール、PTA活動など)	31.7%	10.0%	49.0%

「3.地域」において「進んでいない」と回答された方の主な理由



市民意識調査結果より

＝ 地域活動への積極的な参加について ＝

【問】仕事と家庭生活・地域活動を両立するために、職場や地域、行政においてどのような取組が
 すすめばよいと思いますか。

	項目	全体	男	女	性別無回答
1	労働時間の短縮や休暇を取りやすくすることで、仕事以外の時間を多く持てるようにする	43.9%	41.9%	45.5%	50.0%
2	社会や職場で、地域活動に参加することの必要性および理解促進とそれに対する評価を高める	28.5%	32.1%	25.5%	50.0%
3	地域活動に参加することに対する負担感をなくす	51.7%	47.8%	54.5%	100.0%
4	地域で、日常的に交流の持てるサークル、団体等の自主的な活動を充実させる	19.5%	22.8%	16.5%	50.0%
5	地域で、ボランティア活動の場を充実させる	16.3%	18.5%	14.3%	50.0%
6	その他	1.0%	1.1%	0.9%	0.0%
7	無回答	10.0%	8.7%	11.2%	0.0%

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

誰もが仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、積極的に地域活動に参画します。

事業者

誰もが仕事とその他の生活を両立できる就業形態などの労働条件や環境整備の向上に努めます。

市民活動団体

誰もが参画しやすい地域活動の体制づくりと環境づくりに努めます。

市

多くの**人**が地域活動に参画するよう広報・啓発します。

子育て中、あるいは仕事を持った**人**が地域活動への参画が可能となるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

施策（6） 地域活動への男女共同参画を推進します

【 施策の基本的方向 】

地域の活性化を図っていくために、自治会、PTAをはじめ、防災や観光、環境などまちづくりの様々な分野において、固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、地域活動の方針立案・決定過程への女性の参画を促進します。

それぞれの活動に**誰も**が積極的に参画し、協働で実行されることにより、心豊かで活力あるまちづくりを推進します。

【 主な取組 】

- ◇市民活動団体と連携・協力して、協働によるまちづくりを推進します。
- ◇多くの**人**が、積極的に地域活動に取り組めるよう、市民活動を支援します。
- ◇市報・ホームページなどを活用して、地域活動への参画を広報・啓発します。
- ◇子育て中、働いている**誰も**が、地域活動への参画が可能となるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。
- ◇人権学習地区懇談会で、自治会、PTAをはじめ地域活動団体の役員への女性の積極的登用を推奨します。
- ◇女性の参画意欲を醸成し、リーダーを養成できるように、鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

施策（7） 防災・復興分野における男女共同参画を促進します

【 施策の基本的方向 】

地域の防災体制を確立するために、多様な個性や能力をより一層活かせるよう、男女共同参画の推進に取り組みます。

また、防災・復興に係る計画や方針等の決定の場への女性の参画、平常時の備えから、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における女性の視点に立った取組を促進します。

【 主な取組 】

◇地域防災計画等を検討する会議などへの女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れます。

◇消防団への女性の加入を促進し、その活動を支援します。

◇自主防災組織や消防団の活動への女性の参画を推進します。

◇避難所の運営については、運営役員に女性を登用し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した備蓄品、施設、避難所運営に努めます

◆課題4 市政への男女共同参画を推進する

現 況

・ 少子高齢化の進行や社会情勢の変化により、地域社会における課題は複雑で多様化しています。誰もが安心して暮らすことができ、また、活力あるまちづくりを実現していくためには、多様な人材の活用と新たな視点や発想を取り入れる観点から、あらゆる分野において女性の参画を進め、男女共同参画社会を実現していく必要があります。

・ しかしながら、市の審議会等の女性委員の割合は増えつつあるものの、26.2%（令和5年4月1日現在）にとどまっていることから、今後は、これまでの運営方法を検証し、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、女性の登用を推進していく必要があります。

また、女性が参画しやすい環境を整え、女性自らも、社会の一員として市政へ積極的に参画することへの意識を高めることも必要です。

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

誰もが地域社会の一員として、市政に対する関心を高め、市のあらゆる分野における企画・運営に積極的に参画します。またその中で、女性が参画しやすい体制づくりや環境づくりに協力します。

市

市民の市政への関心を高めるため行政情報を積極的に提供するとともに、計画等の立案段階から市民の意見を取り入れます。

また、市審議会等委員の男女の構成比率の適正化を進めるため、女性登用について推奨します。

施策（８） 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

【 施策の基本的方向 】

政策や計画の立案、決定、実施過程において、多様な視点での幅広い意見や発想を取り入れるため、審議会や行政委員会委員等への女性の登用を推進します。

また、女性自身が個々に持つ個性や能力を発揮して、社会の一員として市政へ積極的に参画することへの意識を高めるため、学習機会の提供を行います。

【 主な取組 】

◇市審議会等委員の男女の構成比率は、男女のいずれかが3割を下回らないように努めます。

◇審議会等の委員に、性別に関わらず意欲と能力のある人材が広く委員に選任されるよう、公募による委員の登用を進めます。

◇境港市女性団体連絡協議会等と連携しながら、女性の登用を推進するための人材の把握に努めます。

◇市報・ホームページの活用や説明会等の開催により、行政情報を積極的に提供し、市政に対する市民の関心の喚起を促します。

◇政策や計画の立案段階において、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聞きます。

◇女性自らが、地域における政策や方針決定の過程に参加するという意識の高揚を図るため、鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

施策（9） 行政機関の男女共同参画を推進します

【 施策の基本的方向 】

市役所において、職員の一人一人が性別にかかわらず対等な立場で責任を分かち合い、住民ニーズに対応した職務を遂行するとともに、家庭や地域活動にも積極的に参画することが求められています。

引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた職員の意識改革を図ります。

【 主な取組 】

◇性別に関係なく職員一人一人の能力が活かされるよう、**研修など様々な機会を捉えて職員の男女共同参画についての理解・意識を高める取組を行い、**職場における男女共同参画を進めます。

◇研修などで、女性職員の意識改革とキャリア形成を図ります。

◇職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、職員の勤務環境の整備、休暇取得の促進などの意識啓発を行います。

◇父親となる職員へ育児休業制度等について情報提供を行い、あわせて育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めることで、育児休業取得率向上を図り、子育てへの積極的な参加を促します。

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり



◆課題5 就労の場における男女共同参画を推進する 現況

- ・雇用環境については、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正や「女性活躍推進法（66～73ページ）」の制定などにより、女性が働く上での法制面は整備されてきていますが、育児・介護制度の活用が進んでいない状況があります。
- ・「市民意識調査」によると、「職場における男女の平等」については、「女性が優遇」あるいは「どちらかというと女性が優遇」と答えた人が6.9%であるのに対して、「男性が優遇」あるいは「どちらかというと男性が優遇」と答えた人は48.8%にのぼっており、このことから、雇用の現場における男女共同参画が進んでいない状況がうかがえます。
- ・「仕事と家庭生活を両立するために、どのような取組が進めばよいか」については、「子育てや介護をしながら働ける職場環境づくり」と回答している男性の回答が46.2%に対し、女性の回答は63.0%となっており、働きたい女性が仕事と子育て・介護等を両立し、安心して働きつづけられるよう就業継続に向けた支援や環境整備、各種ハラスメントの防止等の対策も必要です。

○男女雇用機会均等法(略称)

[雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律]

- ・労働者が性別にかかわらず、雇用の分野における均等な機会を得て、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようにすることなどを目的とした法律

○育児・介護休業法(略称)

[育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律]

- ・育児休業、介護休業、子の看護休暇に関する制度などを設け、子の養育や家族介護を行う労働者の雇用の継続、再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立を支援するための法律

○女性活躍推進法(略称)[女性の職業生活における活躍の推進に関する法律]

- ・男女共同参画社会基本法にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

性別にかかわらず誰もが仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、積極的に、家事、育児・介護、地域活動に参画します。

事 業 者

従業員**の誰もが**能力が発揮できるとともに、仕事と育児・介護等の家庭生活が両立できる就業形態等、離職防止のための労働条件や職場環境の整備の向上に努めます。

市

職場における男女共同参画と、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について広報・啓発します。

仕事を持つ**誰もが**、家事、育児・介護や地域活動への参画が可能となるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

施策（10） 男女平等の就労環境づくりを促進します

【 施策の基本的方向 】

働く**誰も**が、性別による固定的な役割や業務による不利益な取扱をうけることなく、それぞれの能力を十分に発揮できる職場環境を構築するために、事業者と労働者に対して、職場における男女共同参画の必要性などについて広報・啓発を行います。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、職場における男女共同参画について広報・啓発を行います。
- ◇市職員・事業所等の人権研修に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」をテーマに取り上げ啓発を行います。
- ◇子育てや介護を行う**すべての人**の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。
- ◇女性農業者人財バンクにおいて、資質の向上を目指して視察・勉強会等の研修を実施します。
- ◇鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）など関係機関と連携して、女性の就労支援や能力向上のための研修会情報などを提供します。

[仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)]

・一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

施策（11） 働きたい女性の就労を支援します

【施策の基本的方向】

国や県などの関係機関と連携し、事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法を周知し、働きやすい職場づくりに向けた広報・啓発を行います。

働く女性が、仕事と家庭との両立が可能となるよう子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、出産や子育てなどで一時的に就労の場を離れた女性の再就職や就業意識、職業能力向上のための研修会情報を提供します。

【主な取組】

◇ファミリーサポートセンターの運営や延長・休日・病児・病後児保育など子育て支援を充実します。

◇全小学校区に放課後児童クラブを設置し、保護者が安心して働けるよう子どもの居場所を確保します。

◇介護保険サービスの充実により家族介護の負担軽減を図ります。

◇女性農業者人財バンクにおいて、資質の向上を目指して視察・勉強会等の研修を実施します。

◇鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）など関係機関と連携して、女性の就労支援や能力向上のための研修会情報などの提供を行います。

◇鳥取県立境港ハローワークとの連携により、子育て応援お仕事相談会など実施し、市報で広報します。

◇職場における子育て支援の取組を推進するため、商工会議所との協働により、事業所等へ働きかけを行います。

◇雇用対策協定により設立された協議会（鳥取労働局、米子ハローワーク、境港市）を中心に、各種制度の周知や啓発に取り組みます。

「境港市と鳥取労働局との雇用対策協定」

境港市と、鳥取労働局及び米子公共職業安定所が、それぞれの強みを生かして密に連携し、効果的かつ一体的に事業を推進することにより、市内企業の人材育成・確保支援を図り、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の実現、諸課題への対応を目的とし、締結された。事業内容の一つに、「境港市に在住又は働く女性活躍の推進」に関する施策推進が示された。

施策（12） 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を促進します

【 施策の基本的方向 】

水産業や農業、商工業などの自営業の家庭では、女性は男性と同じような仕事をしながらも男性主体の場合が多く、女性の労働が正當に評価されにくい面があります。

女性の積極的な経営への参画や、休暇の取得、家庭内での給与の支払いの実現のために、家族経営協定の締結を促進します。

【 主な取組 】

◇家庭内での役割と責任を明記する「家族経営協定」について、農業者などとの面談を通して啓発を行い、鳥取県や関係機関と連携し締結を促進します。

[家族経営協定]

・農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、家族で話し合っテ収益の分配や労働時間などについて文書で取り決めておくこと。

◆課題6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） を推進する

現 況

- ・誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるように、社会全体で仕事と生活の調和の実現を目指していく必要があります。
- ・「市民意識調査」では、理想とする仕事と生活バランスを実現しているかについて、「あまり実現していない」、「実現していない」を合わせると45.8%となり、実現の難しさをうかがうことができます。
- ・今後、事業者、市民に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の必要性についての理解促進を図るとともに、誰もが、希望に応じて、仕事や家庭生活、地域活動、趣味など様々な活動をバランスよく行えるよう環境を整備していく必要があります。

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章】

・平成19年12月に経済界、労働界、閣僚、地方の代表者で構成する「官民トップ会議」において策定された憲章及び行動指針。平成22年6月には施策の進み具合や経済情勢の変化を踏まえて新たな合意が結ばれました。憲章は、国民的な取組の大きな方向性を示すもので、今なぜ仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割を示しています。

目標Ⅲ 働きやすい環境づくり

課題6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する

市民意識調査結果より

= 仕事と生活の調査について =

【問】理想とする「仕事」と「生活」の割合について

[令和4年度境港市男女共同参画に関する市民意識調査]

仕事	生活	全体 (人)	男性 (人)	女性 (人)	性別無回答(人)				
0.0%	100.0%	0.7%	3	0.5%	1	0.9%	2	0.0%	0
20.0%	80.0%	1.2%	5	0.5%	1	1.8%	4	0.0%	0
25.0%	75.0%	0.2%	1	0.5%	1	0.0%	0	0.0%	0
30.0%	70.0%	9.5%	39	7.6%	14	10.3%	23	100.0%	2
35.0%	65.0%	1.0%	4	1.6%	3	0.4%	1	0.0%	0
40.0%	60.0%	17.1%	70	12.5%	23	21.0%	47	0.0%	0
45.0%	55.0%	0.5%	2	1.1%	2	0.0%	0	0.0%	0
50.0%	50.0%	39.8%	163	35.9%	66	43.3%	97	0.0%	0
55.0%	45.0%	0.5%	2	0.5%	1	0.4%	1	0.0%	0
60.0%	40.0%	12.9%	53	17.4%	32	9.4%	21	0.0%	0
65.0%	35.0%	0.2%	1	0.5%	1	0.0%	0	0.0%	0
70.0%	30.0%	8.0%	33	13.0%	24	4.0%	9	0.0%	0
80.0%	20.0%	1.5%	6	2.2%	4	0.9%	2	0.0%	0
90.0%	10.0%	0.2%	1	0.5%	1	0.0%	0	0.0%	0
無回答		6.6%	27	5.4%	10	7.6%	17	0.0%	0

【問】理想とするバランスは実現しているか

	項 目	全 体	男 性	女 性	性別無回答
1	実現している	6.3%	4.9%	7.6%	0.0%
2	どちららかと言えば実現している	31.2%	28.8%	32.6%	100.0%
3	あまり実現していない	24.6%	28.3%	21.9%	0.0%
4	実現していない	21.2%	21.2%	21.4%	0.0%
5	わからない	11.2%	11.4%	11.2%	0.0%
6	その他	1.7%	2.7%	0.9%	0.0%
7	無回答	3.7%	2.7%	4.5%	0.0%

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

誰もが仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、積極的に、家事、育児・介護、地域活動に参画します。

事業者

誰もが能力を發揮でき、また仕事と家庭生活、地域活動などが両立できる就業形態等労働条件・環境整備の向上に努めます。

市

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性について広報・啓発を図ります。

仕事と家庭生活などが両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実に努めます。

施策（13） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について理解促進を図ります

【 施策の基本的方向 】

仕事は暮らしを支え、社会生活基盤の安定をもたらし、やりがいや生きがいを見出す大切な要素でもあります。同時に家事・育児、余暇活動等の生活も暮らしに欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがいや喜びが増すものです。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を上手く取ることは、個人の生活の充実だけでなく、企業における生産性の向上や社会経済の活性化につながるものです。

このため、仕事と生活の調和の必要性について理解の促進を図り、実践に向けた意識の醸成と環境づくりを進めます。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の必要性について広報・啓発を行います。
- ◇市職員・事業所等の人権研修に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」をテーマに取り上げ啓発を行います。
- ◇鳥取県や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が行う「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する研修会の情報提供を行います。

施策（14） 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します

【 施策の基本的方向 】

ライフスタイルに応じて仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図り、育児や介護を行う労働者が働き続けることができる環境整備を行います。

【 主な取組 】

- ◇事業者に対し、鳥取県等の関係機関と連携し、「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定促進や、就労環境の整備についての周知・啓発を行います。
- ◇育児・介護休業制度の周知用チラシ、パンフレットを市役所窓口や公民館等に配架します。
- ◇仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。

◇職場における子育て支援や介護サービスの取組を推進するため、商工会議所との協働により、事業所等へ働きかけを行います。

目標Ⅳ 笑顔のある暮らしづくり



◆課題7 暮らしの中の男女共同参画を推進する

現況

- ・男女共同参画社会は、ライフスタイルやニーズに応じ、性別にかかわらず誰もが自分の意思で、自分の生き方や暮らし方を選択できる社会であり、誰もが暮らしやすい社会です。しかしながら、男性の多くは、男女共同参画は「女性の問題」あるいは「家庭の問題」であるとの認識であり、「男性の問題」、「日本の将来の問題」としてとらえる意識が低い状況にあると考えられます。
- ・「市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と考える割合が女性14.8%に対して、男性23.4%となっており、固定的性別役割分担意識が男性により強く残っていることがうかがえます。
- ・「家庭における役割分担」では、「男性(父・夫)」が「掃除、洗濯、食事の支度」を主に行っている」と答えた割合が3～5%程度であるのに対し、「女性(母・妻)」と答えた割合は40%～60%台となっており、女性にその負担が集中している結果となっています。
- ・男女共同参画社会は、その実現がこれからの日本の社会にとっても大変重要な課題です。今後、男性に対して、男女共同参画の意義や必要性について理解を深める働きかけを行うとともに、将来を担う子どもたちに対しても、男女共同参画を正しく理解し、個性と能力を發揮できる大人に育つよう、子どもの頃からの啓発に努めていく必要があります。

市民意識調査結果より

＝ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について ＝

【問】 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。

性別	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	無回答
全体	3.7%	14.9%	20.2%	59.8%	1.5%
男	4.9%	18.5%	16.3%	59.2%	1.1%
女	2.7%	12.1%	23.7%	59.8%	1.8%
性別無回答	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

＝ 家庭における役割分担 ＝

【問】 普段の生活においてあなたのご家庭では、主にどなたが行っていますか。

項目	女性 (母)・(妻)	夫婦	男性 (父)・ (夫)	子	家族 全員	その他	該当 しない	無回答
1 掃除	46.9%	27.5%	5.6%	1.7%	7.6%	1.4%	0.3%	9.0%
2 洗濯	62.6%	18.0%	3.1%	2.0%	4.8%	1.1%	0.3%	8.2%
3 食事の支度	66.9%	15.7%	3.9%	1.1%	3.7%	1.1%	0.3%	7.3%
4 食事の後片付け	47.5%	24.4%	9.3%	2.3%	6.7%	1.1%	0.3%	8.4%
5 子どもの世話	23.3%	22.2%	0.3%	1.7%	3.9%	1.4%	33.4%	13.8%
6 家族の介護・看護	21.4%	14.6%	2.3%	0.6%	3.9%	1.1%	42.4%	13.8%
7 自治会活動等の地域活動	21.1%	27.8%	24.4%	1.4%	3.1%	3.7%	10.4%	8.2%
8 資産の管理	34.6%	29.5%	17.7%	1.1%	2.5%	2.3%	3.9%	8.4%
9 高価な商品購入の決定	9.8%	52.3%	13.8%	1.1%	7.3%	2.5%	5.1%	8.2%

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

誰もが仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、男性は、家事や育児、介護などに積極的に参画します。

教育関係者

子どもの発達段階に応じ、人権尊重や男女共同参画の意識を育む教育を充実します。

市

男性の男女共同参画に関する理解を促進するため広報・啓発や、家事や育児、介護などへの参画を促進するための研修会等を実施します。

施策（15） 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します

【 施策の基本的方向 】

男性の固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の意義や必要性について理解を促進するため、広報・啓発や学習機会の情報提供を行います。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄等で、男性にとっての男女共同参画の理解を促進します。
- ◇鳥取県が実施する男性向けの研修会の情報提供を行います。

施策（16） 家庭生活への男性の参画を促進します

【 施策の基本的方向 】

あらゆる世代の男性が、家族の一員として家庭生活に参画することにやりがいや喜びを見出すことができるよう、特に、家事、子育て、介護に関する研修会等の開催や情報提供を行います。

【 主な取組 】

- ◇家庭生活に必要な基礎的・基本的な知識と技術を学習します。
- ◇男性の家事や育児・介護への参加が図られるよう、料理教室や両親学級、家族介護教室等を実施します。
また、小中学校においては、家族・家庭に関する教育の中で、家族の一員としての成長を促します。
- ◇鳥取県が実施する男女共同参画イベント・研修会の情報提供を行います。

◇婚姻届出時に、鳥取県が発行する「とっとり家事シェア手帳」を配布し、男性の家事参画を促します。

◆課題8 自立と協働を**育**み、誰もが安心して暮らせる 環境づくりを進める

現 況

- ・ 少子・高齢化が進み、雇用や就業環境が厳しさを増す中、貧困に苦しむ人や地域社会で孤立する人など、様々な困難を抱える人が増えています。特に、ひとり親家庭、高齢者、障がい**のある人**、は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。そのうち女性は、非正規雇用者が多いことや、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメントの被害等により社会生活に支障をきたし、生活上の困難に陥りやすくなっています。
- ・ 認識の違いや理解不足から、性的マイノリティや外国人も社会生活を営む上で、困難が生じることがあります。
- ・ 今後は、男女共同参画の視点から、様々な支援を必要とする状態に置かれている人々が安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。

[性的マイノリティ(LGBT)]

・ 同性愛者、両性愛者や生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人々などのこと。

「L」レズビアン（女性同性愛者）

「G」ゲイ（男性同性愛者）

「B」バイセクシャル（両性愛者：両性に惹かれる人）

「T」トランスジェンダー

（体と心の性に違和感のある人。体の性別と異なる性別で生きる(生きたい)人）

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

誰もが、高齢者や障がいのある人、性的マイノリティへの理解を深め、安心して生活できる環境づくりを進めます。

高齢者も、これまでの経験を生かして、地域活動に積極的に参画します。

教育関係者

子どもの発達段階に応じ、高齢者や障がいのある人、性的マイノリティの理解を深め、支える意識や多様性を尊重する教育を充実します。

市

高齢者や障がいのある人が、社会を支える重要な一員として、家庭や地域で、安心して暮らせるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組みます。

様々な困難を抱える人を支えるために関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

施策（17） 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます

【 施策の基本的方向 】

高齢者が地域とのつながりをもちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一人一人の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援策の展開が必要です。

また、地域で暮らす人々が支え合いながら生活していくことを支援するとともに、自治会などの地域住民や民生委員、高齢者クラブなど高齢者に関わる団体が連携し、互いに支え合い高齢者を見守る体制づくりを推進します。

【 主な取組 】

◇境港市ことぶきクラブ連合会に対して、活動費を助成し、その活動を支援します。

◇見守り活動を通じた地域のネットワークを整備し、その活動を支援します。

◇高齢者福祉計画・介護保険事業計画（54ページ）に基づく施策に取り組みます。

施策（18） 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます

【 施策の基本的方向 】

障がいのある人が家庭や地域の一員として安心して暮らすことができるよう、障がいに対する正しい理解と認識を深めるとともに、生活支援、就労支援、緊急時の体制整備、生活環境の向上に取り組み、社会参画と支援を行います。

【 主な取組 】

◇市内で行われる福祉イベント等、障がいのある人とない人がともに交流し、障がいへの理解を深める機会を増やします。

◇就労継続支援事業所に通所する利用者の作業の確保や工賃向上につながる取り組みを行うとともに、常設及びイベント等での販売の機会を提供します。

◇地域福祉計画や境港市障がい児・者プラン（56ページ）に基づく施策に取り組みます。

施策（19） 生活上困難な状況に置かれている人への支援に取り組みます

【 施策の基本的方向 】

貧困やひとり親家庭等の中で、生活上困難な状況に置かれている家庭などに対し、子育て・生活支援、就労支援、経済支援など総合的なサポートを行っていきます。

【 主な取組 】

◇ひとり親家庭に対する各種手当、就業支援、養育費の確保など総合的な支援を実施します。

◇家庭児童相談室において、子育てや家庭に関する相談に対応します。

◇生活困窮家庭等の子どもを対象とした学習支援を実施します。

◇生活困窮者等に対して生理用品の配布を行います。

施策（20） 性の多様性を前提とした社会システムの構築を進めます

【 施策の基本的方向 】

性的マイノリティの人が自分らしく暮らせる環境を整備するため、引き続き、社会全体の正しい認識と理解を促進する取組が必要です。

各種制度が性の多様性に対応したものとなっているのかを点検するとともに、性的マイノリティの人への認識の違いや理解不足から偏見に苦しむことのないよう、多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めます。

【 主な取組 】

◇ジェンダーや性的マイノリティに関する理解を促進し、相談等の体制を整えます。

◇各種制度が性の多様性に対応したものとなっているか点検します。

◇暴露（アウティング）などを許さない社会づくりを推進します。

◇学校教育における、児童生徒の発達段階に応じた、きめ細やかな対応の実施や教育の推進を行います。

[ジェンダー]

- ・生まれつきの生物学的な性別(sex)に対して、社会的・文化的に作られた性別のこと。
- ・社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像(男性らしさ)」、「女性像(女性らしさ)」があり、このような、男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」をジェンダー(gender)という。

◆課題9 生涯を通じた、健康の保持・増進を支援する

現 況

- ・人生100年時代を見据え、すべての人が、その個性と能力を發揮して、いきいきと暮らすことができる社会を実現するためには、なによりも「健康寿命」を延ばすことが重要です。そのためには、若い頃からの健康支援や誰もが身体的性差を十分に理解し合い、生涯にわたって健康で充実した生活をおくることが必要です。
- ・女性には、思春期、出産期、更年期、高齢期と各段階に応じて大きく変化する特性があり、その生涯にわたって適切な健康の保持増進が必要となります。特に、妊娠・出産は、女性の健康にとっての大きな節目であり、地域において安心・安全に産み育てることができるよう、切れ目のない支援が必要です。
- ・食生活や運動不足などを要因とした生活習慣病の増加やメンタルヘルスの問題の増加などもあり、一人一人がそれぞれのライフスタイルに応じた健康課題に対応できるように、学習機会の提供や相談体制の充実など、健康保持・増進に向けた取組の推進が重要です。

役割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市民

一人一人が健康の大切さを認識し、日常的に自らの健康づくりに取り組みます。

事業者

健康診断や各種がん検診の受診を促進します。

出産や育児、不妊治療等と仕事の両立ができるよう職場環境づくりに努めます。

教育関係者

命や身体を大切にすることや、性に対する正しい知識を理解することができるよう、学習や相談体制の充実に努めます。

市

誰もが生涯を通じて主体的に心身の健康維持や増進・管理ができるように、健康に関する学習機会の提供や啓発、相談体制の充実に努めます。

施策（21） 生涯を通じた健康管理・保持・増進対策を推進
します

【 施策の基本的方向 】

生涯を通じて心身ともに健康に過ごすためには、健康づくりの大切さを認識し、日頃からの健康保持・増進、管理が大切です。

誰もが若い頃から健康づくりやフレイル予防など、主体的に行えるように、健康に関する広報・啓発、学習機会の提供を行います。

また、自身の体を守ることや相談することの大切さ、命の大切さなどについて、学校などでの健康教育を行います

【 主な取組 】

◇「境港市健康づくり推進計画」に基づく施策に取り組みます。

◇がん検診推進事業の実施や検診啓発資料等の配布を行います。

◇健康の保持増進のための健康相談、健康教育、普及啓発、健康診断・保健指導を実施します。

◇こころの健康に関する啓発を行います。

◇スポーツ教室・講習会、スポーツ大会などを開催し、生涯スポーツの推進を図ります。

◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組みます。

◇元気シニア増やそう（フレイル予防）事業を展開します。

◇境港市男女共同参画センターに関連資料や図書の実質充実を図ります。

[元気シニア増やそう(フレイル予防)事業]

- ・「フレイル」とは要介護(又は要支援)になるまでの虚弱な状態。
- ・要介護になる理由は生活習慣病によるものとフレイルによるものに大別されており、研修を受け養成されたサポーターが市民に対してフレイルチェックを実施する。市民は自主的に地域での健康づくり、介護予防に取り組みながら、チェックを受け、フレイル予防を学び、気づき、自分事化する。

施策（22） 妊娠・出産等に関する支援の充実を図ります

【 施策の基本的方向 】

誰もが地域において安心・安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や、経済的支援、個々に寄り添った相談体制の充実を行います。

また、妊娠や出産を希望する人がその希望を実現できるよう、不妊治療に対する経済的支援や相談支援、周囲への理解促進などにも取り組みます。

【 主な取組 】

◇「ようこそ♡赤ちゃん教室」（両親学級）や妊産婦相談の実施による妊娠・出産に関する正しい知識の普及や仲間づくりに取り組みます。

◇不妊治療費の助成、妊産婦タクシー助成、出産子育て応援ギフト、伯州綿のおくるみ、おむつ券、絵本のプレゼント等による経済的支援および不妊相談等による産み育てやすい環境づくりに取り組みます。

◇産後ケア事業の利用促進に取り組みます。

◇妊娠期から乳幼児期にかけて、切れ目のない伴走型相談支援体制の充実を図ります。

◇妊娠・出産・不妊治療などの各種制度や支援内容の広報・啓発を行います。

◇学習指導要領に則り、小・中学校において性教育を実施します。

計 画 の 推 進

◆課題 1 0 推進体制の整備

本計画の実効性を確保し、取組の効果をさらに高めていくためには、推進体制を整備するとともに、各種団体や関係機関と行政が、それぞれの役割と責任を担い連携しながら男女共同参画を推進していく必要があります。

施策（23） 市民組織・団体

① 境港市男女共同参画推進審議会（平成24年 発足）

- ・市民、学識経験を有する者で構成する「境港市男女共同参画推進審議会」を置き、境港市男女共同参画推進計画の改定内容、苦情や重要事項について、調査・審議します。

② 境港市女性団体連絡協議会（平成13年 発足）

- ・境港市内で活動する女性団体、グループ・サークルで組織し、男女共同参画社会の実現に向け連携協議、活動を行います。

施策（24） 市役所庁内組織

① 境港市男女共同参画行政推進連絡会（平成24年 発足）

- ・全庁を挙げて男女共同参画を総合的に推進するため、副市長を会長とし、教育長、部長で構成する「境港市男女共同参画行政推進連絡会」を設置し、関係部局間の連携調整、庁内推進体制の強化・充実を図ります。

② 男女共同参画推進員（平成24年 発足）

- ・市役所庁内の各課が男女共同参画の意義を主体的にとらえ、所管する業務において男女共同参画の視点を反映していくため、各所属長を「男女共同参画推進員」に任命し、男女共同参画を推進します。

施策（２５） 男女共同参画を推進していくための拠点

「境港市男女共同参画センター（なぎさ会館事務室）」の機能充実を図り、管理運営を行う境港市女性団体連絡協議会が、女性リーダーの育成や男女共同参画を推進するための取組を展開します。

施策（２６） 連携・協働

各種関係機関や市民活動団体等とのネットワークづくりを進め、それぞれが役割と責任を担いながら、男女共同参画を推進していく必要があります。

国や鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）などの関係機関や、境港市女性団体連絡協議会などとの連携強化と協働に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換により、男女共同参画の推進に向けた取組を行っていきます。

◆課題 1 1 計画の進捗管理

施策（２７） 計画の進捗状況の把握

毎年度、計画の進捗状況を把握し、施策・事業の点検・見直しを行います。また、「境港市男女共同参画推進審議会」に報告し、意見を求めながら計画を推進します。

施策（２８） 市民意識の把握

計画の改訂時には、市民意識調査を実施し、結果を計画に反映します。

第4次境港市男女共同参画推進計画に係る数値目標一覧

本計画による効果を確認するための指標として、数値目標を設定します。

目標	番号	項目	現状値 (R4)	目標値 (R10)
I	1	男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合（全項目の平均値）	25.9%	30%
	2	市民や事業所に向けたセミナー開催件数	5年間で 6回	5年間で 6回
II	3	市審議会等委員に占める女性の割合	26.2%	30%
	4	市役所男性職員の育児休業取得率	25%	30%
III	5	保育園待機児童数	0人	0人
	6	鳥取県男女共同参画推進企業の認定数 （目標根拠：県内平均割合）	39社	60社
IV	7	「男は仕事、女は家庭」に否定的な人の割合	80%	90%

ただし、男女共同参画社会の実現度は数値のみで評価できるものではありません。それを踏まえた上で、この数値目標は施策を推進するための参考とするものです。

資 料

境港市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)より

基本目標5 子育てと仕事の両立支援

5-① 男女がともに育てる家庭づくり

両親学級などにより、男性の育児参加への意識を高めていくとともに、境港市男女共同参画推進条例の周知や境港市男女共同参画推進計画（女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン）との連携を図り、男性も含めた家庭づくりに資する施策を推進します。

施策	施策内容・方向
境港市男女共同参画推進計画（女と男とのいきいきプラン）との連携	境港市男女共同参画推進計画（女と男とのいきいきプラン）との連携を図り、家庭生活への男性の参画を促進します。
「境港市男女共同参画推進条例」の周知	本市では、平成24年に「境港市男女共同参画推進条例」を制定しており、その周知を図るとともに、男女が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、互いが協力し合い対などな役割を担う社会を目指します。
両親学級	妊娠期から母親、父親としての認識を持ち、親子の絆を深めるための絵本の読み聞かせを勧める講話を継続していくとともに、仲間づくりや父親の育児参加を促し、夫婦で育児をしていく姿勢を考えられるように努めます。

5-② 子育てしながら働ける職場の環境づくり

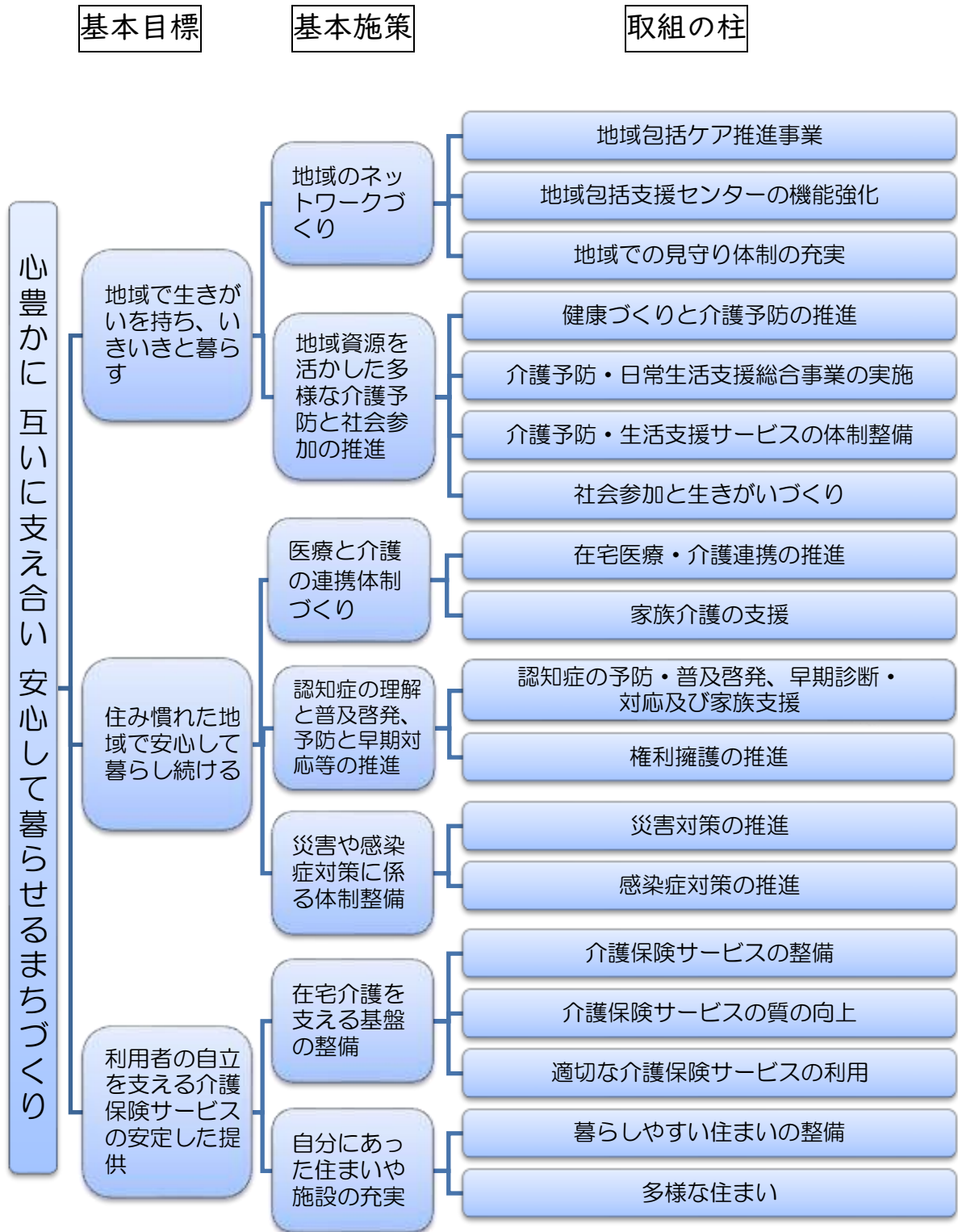
働きながら子育てしやすい環境を整えるためには、子育て家庭への各種サービスのみでは限界があり、働く人たち全体で子育てを支える基盤づくりが必要となります。そのためには、子育てをしやすい職場環境づくりの啓発を行うなど、職場全体の意識の向上を図ります。

施策	施策内容・方向
企業への助成金の紹介	各助成制度の周知を行います。
ハローワーク等関係機関との連携	県立ハローワークと連携し、子育てしながら空いた時間に短時間でも働ける「子育て応援お仕事相談室」の共催や、鳥取労働局など関係機関と連携し、雇用および労働条件の改善を図ります。
企業への子育て支援啓発	父親の育児参加や育児休業の取得の奨励、労働時間の短縮など子育てしやすい職場環境づくりについて、市内の企業に対しての啓発に努めます。

5-③ 家庭生活と職業生活との両立支援

休日保育・延長保育・放課後児童クラブ等の事業に対するニーズを適切に把握し、その整備に努め、就労する保護者の負担軽減に努めます。

施策	施策内容・方向
ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性について、広報・啓発を行うとともに、研修会などの情報提供を行う。
放課後児童クラブ	放課後、土曜日、長期休業日に保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学する児童に対し、適当な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを行います。また、ひとり親家庭、低所得者の世帯の方や0歳児を在宅で育児されている世帯の方を対象に利用料の助成を行います。
子育て短期支援事業（トワイライト）	保護者が仕事、その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭で児童を養育することが困難となった場合などに実施施設で保護し、生活指導、食事の提供などを行います。
通常保育事業（保育園・幼稚園・認定こども園）	保育ニーズを把握し、適切な受入れ体制を整えるとともに、安全・安心な保育を行います。
延長・預かり保育事業	保護者の就労支援のため、保育時間の延長を保育園全園及び私立幼稚園、認定こども園で行います。
一時預かり事業	育児疲れの解消、急病や断続的勤務による一時的な保育に対応するために、入所児童の状況に応じて一時預かりを保育園全園で行います。
休日保育事業	勤務形態の多様化により、日曜祝日などに仕事をする保護者が増加しているため、休日保育を行います。
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期のために集団保育ができないが、どうしても仕事を休めない親のために病児・病後児保育を行います。
乳児保育事業	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児の保育事業を行います。



地域福祉計画（令和5年度～令和9年度）より

1. 計画の体系

地域福祉の将来像

**（基本理念）
助け合い
支え合い
みんなが笑顔で暮らすまち**

基本目標 1

地域での「つながり」を大切にするまちづくり

- ① 「顔の見える地域づくり」の推進
- ② 誰も地域で孤立させない体制の推進
- ③ 「地域福祉活動」の推進

基本目標 2

地域福祉をつくる人づくり

- ① 「福祉意識」の醸成
- ② 福祉を担う人材の育成

基本目標 3

誰もが健康で安心・安全に暮らせる環境づくり

- ① 「情報提供」の充実
- ② 健康づくりの推進
- ③ 「安心・安全なまちづくり」の推進
- ④ 「権利擁護・成年後見制度」の推進（境港市成年後見制度利用促進基本計画）
- ⑤ 「再犯防止」の推進（境港市再犯防止推進計画）

境港市障がい児者プラン（平成 27 年度～平成 35 年度）より

基本理念	基本目標	
安心して地域で暮らせる共生社会の実現	1 境港市で 安心して暮らす	障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援体制等を整え、質の向上を目指します
		居住サービスや、成年後見制度を充実させ、親なき後を考えます
		防災対策、防犯対策を推進します
		保健や医療の体制の充実を図ります
	2 境港市で 学び、働き、 社会参加を促進する	福祉的就労収入の底上げを支援し、工賃アップを目指します
		障がいのある方の一般就労への移行を進めます
		障がいのある方が教育を受けたり、芸術・文化・スポーツ活動を楽しめるよう、環境を整備し、社会参加の機会をふやします
	3 境港市で 共に暮らす	行政が、関係団体や、あいサポート企業等と連携し、あいサポート運動を更に広げ、すべての市民が正しく障がいを理解するよう普及啓発を進めます
		障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の提供、虐待の防止、権利擁護等の取り組みを推進します
		行政、事業者、関係団体及び市民は、社会的障壁の軽減に努めます
		コミュニケーション支援の充実に努めます

境港市男女共同参画推進条例（平成24年境港市条例第8号）

境港市では、国や鳥取県とともに、男女の平等と人権の尊重に向けた様々な取組を行っていますが、長い年月をかけて形づくられた性別による役割分担の意識は、今日においても根強く残っており、また、夫婦や恋人間の暴力が問題となるなど男女共同参画社会の実現には、なお多くの課題が残されています。

また、地域力を高め、地域の自立・活性化を図っていくためにも、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合いながら、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて市、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者が、それぞれの役割と責任を担い、協働して取り組んでいくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて基本理念を定め、市、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、だれもが心豊かにいきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定 義）

第2条 この条例で使う用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、社会的及び文化的な利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。
- (2) 事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (3) 市民活動団体 市内において自発的な社会貢献活動を行う非営利の団体をいいます。
- (4) 教育関係者 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。
- (5) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野において、活動に参画できる機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供することをいいます。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感や不利益を与え、職場や地域社会での生活環境を害することをいいます。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人などの男女間において、身体的、精神的その他の苦痛を与える暴力的な行為をいいます。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる社会を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女が、性別にかかわらず、人権を尊重される社会
 - (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
 - (3) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など性と生殖について、互いの意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
 - (4) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に影響されることがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
 - (5) 男女が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮できる社会
 - (6) 男女が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、互いが協力し合い対等な役割を担う社会
 - (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参画し、かつ、共に責任を担う社会
- (市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置に関するものを含みます。以下同じです。）を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携し、協働して取り組むよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民活動団体の責務)

第7条 市民活動団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その活動において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 市民活動団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その教育の場において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を妨げる次の行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的取り扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

第2章 基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」といいます。）を策定するものとします。

2 市は、男女共同参画推進計画の策定及び変更に当たっては、広く市民の意見を反映できるように努めるとともに、第18条に規定する境港市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとします。

3 市は、男女共同参画推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとします。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に行うため、調査研究を行うものとします。

2 市は、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者（以下「市民等」といいます。）が男女共同参画に関する理解を深めるため、前項による調査研究の結果を公表するものとします。

(普及啓発)

第12条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深めるために必要な普及啓発活動を行うものとします。

(市民等への支援)

第13条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な支援を行うものとします。

2 市は、男女が共に家庭生活と職場、地域などにおける活動の両立を可能とするため、必要な支援を行うものとします。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとします。

2 市は、境港市男女共同参画センターを、市と市民等が協働で男女共同参画社会の実現を図るための拠点とします。

(附属機関等の委員の構成)

第15条 市は、審議会などの委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の数の均衡を図るよう努めるものとします。

(相談及び苦情への対応)

第16条 市は、性別による差別的取扱いや基本理念に反する行為など、男女共同参画社会の実現を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民等から相談の申出があった場合には、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとします。

2 市は、市が実施する施策について、市民等から男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる旨の苦情の申出を受けた場合には、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとします。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による苦情への対応に当たり、第18条に規定する境港市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができます。

(年次報告)

第17条 市は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとします。

第3章 境港市男女共同参画推進審議会

(設置及び所掌事務)

第18条 次に掲げる事項を調査審議するため、境港市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

- (1) 第10条第2項の規定に基づく男女共同参画推進計画に関する事項
- (2) 第16条第3項の規定に基づく苦情への対応に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、男女共同参画に関する重要事項

(組織)

第19条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 男女共同参画について見識のある人
- (2) 公募に応じた人
- (3) 前2号に掲げる人のほか、市長が適当と認める人

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはなりません。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員は、再任されることができます。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任します。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第21条 審議会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集します。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定します。

第4章 雑 則

（委 任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に策定されている「境港市女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」は、第10条第1項の規定に基づき策定された計画とみなします。

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）抄

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(4) 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

(5) 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な

措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議 (略)

附 則 (略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）抄

第一章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業
生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会
基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の
推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明ら
かにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活
躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活
躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化
の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある
社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格
差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対す
る採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積
極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場
における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性
と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育
児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその
他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、
男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活にお
ける活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を
行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的
な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両
立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進につい
ての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女
性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しな
ければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者
に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生
活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事

業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法

第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の

差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑 則 (略)

第6章 罰 則 (略)

附 則(略)